

課 長	補 佐	係 長	係	

第1号様式(第3条関係)

粗大廃棄物等投入許可申請書

令和 年 月 日

西南濃粗大廃棄物処理組合

管理者 大垣市長 石田 仁 様

住 所

申請者 氏 名

TEL

西南濃粗大廃棄物処理センター条例第5条第2項の規定により、次のとおり粗大廃棄物等の投入許可を受けたいので申請します。

記

投 入 時 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	主たる粗大廃棄物等の種類 (具体的に)
推 定 投 入 量	t	
運搬車の種類		
主たる投入者 の住所氏名	住 所 氏 名	

粗 大 廃 棄 物 等 投 入 許 可 の 種 類	市 町 受 付 印	担当者氏名
(1) 投入出来る物 裏面のとおり		
(2) 投入出来ない物 ○ 危険物及び危険物の容器 <ガソリン、シンナー、ベンジン、灯油 プロパン、塗料、化学薬品、農薬、火薬、毒物、劇物、爆発物等> ○ 破碎処理困難な物 <大型農機具、バイク、FRP船、石臼、ピアノ等> ○ 産業廃棄物 <事業活動により使用・排出された廃棄物等>○ 医療廃棄物 <注射針、血液等付着した感染性の物等> ○ 家電リサイクル法等の対象品 <テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、エアコン、洗濯機(乾燥機)、消火器>		

(遵守事項) 西南濃粗大廃棄物処理センター条例及び同施行規則を遵守し
処理センター職員の指示に従うこと

- 1 投入(受入)日時は、平日の月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時までとします
- 2 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は受け入れできません
- 3 申請書は、関係市町を経由(受付)してセンター窓口で提出してください

※ 手数料(料金)は計量器で計量毎1回ずつの精算となります

100kg以下は一律1,000円、100kgを超えた場合は10kg毎に100円加算されます

1. 粗大廃棄物として投入出来る物【種 類】

ア. 粗大廃棄物（産業廃棄物を除く）

分 類	例 示
家 電 製 品 類	電子レンジ、掃除機、扇風機、食器洗い機、AV機器、ミシン、マッサージチェア、エレベーター、空気清浄機、オイルヒーター、パソコン 等
金 属 製 品 類	自転車、車椅子、スチール棚、ガスコンロ、石油ストーブ、物干し竿、天気温水器、流し台、金庫、草刈機、リヤカー 等
木 製 品 類	タンス、食器棚、テーブル、椅子、ソファ、ベッド、木臼・杵、ふすま・障子、サイドボード、こたつ、スプリングマットレス、仏壇 等
そ の 他 類	ベビーカー、チャイルドシート、スーツケース、テント、ウレタンマット、シート、スポーツ器具、畳、タイヤ(自家用車)、バッテリー 等
	その他、粗大廃棄物と認められるもの

イ. 不燃物（産業廃棄物を除く）

分 類	例 示
び ん 類	花瓶、薬品びん 等（資源ごみを除く）
か ん 類	スプレー缶、一斗かん、塗料缶 等（資源ごみを除く）
金 属 類	鍋、フライパン、包丁、針金ハンガー、傘 等
ガ ラ ス 類	板ガラス、ガラス食器、鏡、耐熱ガラス 等
プ ラ ス チ ッ ク 類	衣装ケース、生活用品、散水ホース、玩具 等
有 害 ご み 類	乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計 等
小型電子機器類	携帯電話、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、携帯音楽プレーヤー 等
	その他、不燃物と認められるもの

2. 粗大廃棄物の大きさ

分 類	形 状	寸 法
金 属 類	筒 状	幅90cm 長180cm 厚0.2cm 以内
	板 状	幅90cm 長180cm 厚0.2cm 以内
木 類	家具・建具	幅100cm 長180cm 厚60cm 以内
	丸 太 ・ 柱	直径20cm 長100cm 以内
	剪定木・枝	直径20cm 長100cm 以内
	(注：寸法以上の物は切断等してください)	

※投入ゴミの種類や大きさなど不明な場合は、お問い合わせ下さい。

【連 絡 先】 〒503-1277 岐阜県養老郡養老町有尾字下池663番地
西南濃粗大廃棄物処理センター

TEL: (0584)37-2103

FAX: (0584)35-3789